

15監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成15年6月26日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 福岡市監査委員 | 津 | 田 | 隆 | 士 |
| 同 | 上 | 野 | 忠 | 之 |
| 同 | 高 | 橋 | 宏 | 和 |
| 同 | 上 | 野 | | 寛 |

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡都市科学研究所（事務監査）
- (2) 財団法人アジア太平洋センター（事務監査）
- (3) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（事務監査）
- (4) 財団法人福岡市健康づくり財団（事務監査）
- (5) 財団法人九州システム情報技術研究所（事務監査）
- (6) 財団法人福岡市水産加工公社（事務監査）
- (7) 福岡市住宅供給公社（事務監査・工事監査）
- (8) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 社団法人福岡市老人クラブ連合会（事務監査）
- (2) 福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡都市科学研究所

(1) 団体の概要

ア 基本財産

30,000千円（平成14年9月30日現在）

イ 設立年月日

昭和63年8月1日

ウ 設立の目的

都市政策に関する調査研究、知識の普及及び情報の収集、提供並びにこれらに関連する事業を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

エ 事業内容

- (ア) 都市政策に関する調査研究及び情報の収集、提供に関すること
- (イ) 講演会、研究会の開催等都市政策に関する知識の普及に関すること
- (ウ) 研究誌等の刊行物の発行に関すること
- (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員26人、職員9人（平成14年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち3千万円（出資率100%）を出資している。また、運営事業費の助成として平成13年度に7,994万6,000円の負担金及び調査・研究事業の助成として5,000万円の補助金を交付している。

また、福岡市は新・基本計画重点課題等調査の委託を行い、その委託料は平成13年度において1,197万円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年10月から同15年1月まで

実施期間 平成14年12月2日から同15年1月24日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 支出事務について注意を求めるもの

支出事務については、財団法人福岡都市科学研究所経理規程に基づき行わなければならない。同規程によれば、支出事務のうち立替払いについては規定されておらず、現金での支出を行うために小口現金制度が設けられている。しかしながら、日常的に立替払いが行われていた。

今後、小口現金制度の活用を図るとともに支出事務については十分注意されたい。

2 財団法人アジア太平洋センター

(1) 団体の概要

ア 基本財産

6億円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

平成4年10月7日

ウ 設立の目的

アジア太平洋地域に係る研究交流等国際的な交流の推進を図ることにより、同地域における相互理解を深め、もって同地域の協調、平和及び発展に寄与することを目的とする。

エ 事業内容

(ア) アジア太平洋地域に係る調査研究の実施

(イ) 市民カレッジ，シンポジウム，講演会の開催等アジア太平洋地域に係る知識の普及

(ウ) アジア太平洋地域に係る情報の収集及び提供

(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員26人，職員8人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち6億円(出資率100%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成13年度に2億361万7,544円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7人、兼務は1人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年10月から同15年1月まで

実施期間 平成14年12月3日から同15年1月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

(1) 団体の概要

ア 基本金

5,000千円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

昭和48年2月28日

ウ 設立の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

エ 事業内容

- (ア) 福岡市が設置する社会福祉施設の受託経営
- (イ) 福岡市から委託を受けた福祉サービス事業
- (ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員13人、職員297人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち5百万円(出資率100%)を出資している。また、運営事業費の助成として平成13年度に2億1,307万4,094円の補助金を交付するとともに、運転資金として580万円の貸付を行っている。

また、福岡市は社会福祉施設の管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成13年度において31億7,496万9,497円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は16人、兼務は3人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年10月から同14年12月まで

実施期間 平成14年12月6日から同年12月16日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 委託契約事務の効率化について検討を要望するもの

委託契約事務については、効率的方法により行われることが望まれる。しかしながら、事業団の各施設の委託業務契約は各施設毎に行われており、共通する委託内容については契約の一本化等を図ることで契約事務の軽減が図られると思料される。

契約方法等の在り方の検討を行い、委託契約事務の効率化を図られたい。

(事務局)

イ 事業団研究基金の取り崩しについて注意を求めるもの

福岡市社会福祉事業団研究基金設置規程によれば、事業団研究基金の造成及び管理運営に関することは運営委員会の所管事項とされている。しかしながら、基金の取り崩しについて、運営委員会に諮らず規程の運用で行われていた。

今後、基金の取り崩しについては、設置規定を遵守して行われたい。

(事務局)

4 財団法人福岡市健康づくり財団

(1) 団体の概要

ア 基本財産

2億7,116万8千円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

平成6年3月22日

ウ 設立の目的

科学的で効果的な健康づくりの方法の研究等を通して、市民の自主的な健康づくりを支援することにより、その健康的な生活習慣の確立を図り、もって市民の福祉に資することを目的とする。

エ 事業内容

- (ア) 健康づくりの調査及び研究に関する事業
- (イ) 健康づくりの研修に関する事業
- (ウ) 健康づくりの普及及び啓発に関する事業
- (エ) 福岡市健康づくりセンターの管理及び運営の受託
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員16人，職員13人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち2億円(出資率73.8%)を出資している。また，管理運営費等の助成として平成13年度に1億9,210万7,533円の負担金を交付している。また，福岡市は健康づくりセンター管理運営等の委託を行い，その委託料総額は平成13年度において，3億5,839万6,893円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は10人，兼務は5人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年1月から同14年12月まで

実施期間 平成14年12月6日から同年12月20日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

平成14年度「福岡市健康づくりセンターウェルネスストリート一部改修等業務委託」に係る業者の選定に当たっては提案競技を実施のうえ契約の相手方を決定している。提案競技により契約相手を決定する場合は提案内容等の評価を公正・公平に行うことが重要であり，このためには，各評価項目につき得点等を用いることにより適切な審査を行うべきである。しかしながら，契約の相手方の決定を財団職員の協議で決定しており適切な審査が行われたのか疑義が生じた。

今後，提案競技を実施して業者を選考する場合は十分注意されたい。

5 財団法人九州システム情報技術研究所

(1) 団体の概要

ア 基本財産

3億円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

平成7年12月25日

ウ 設立の目的

アジア太平洋を中心とした国際的な産学官の協調の下で，システム情報技術に関する研究開発，内外関係機関との交流及び協力，コンサルティング，情報の収集及び提供，人材育成等を行うことにより，地域の情報関連企業の技術力・研究開発力の向上及び情報科学・技術の発展と新文化の創造を図り，もって九州地域における情報産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。

エ 事業内容

(ア) 九州地域におけるシステム情報技術に関する研究開発，内外関係機関との交流及び協力，コンサルティング，情報の収集及び提供，人材育成

(イ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員19人，職員25人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち2億5千万円(出資率83.3%)を出資している。また，管理運営費等の助成として平成13年度に3億2,671万7,035円の補助金を交付している。

また、福岡市は産学研究開発サポート事業の委託を行い、その委託料総額は平成13年度において、1,104万円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年5月から同14年12月まで

実施期間 平成14年12月2日から同年12月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 会計帳簿の適正な作成及び備え付けを求めるもの

財団の会計帳簿については、会計処理規程に基づき主要簿と補助簿を作成し備え付けなければならない。しかしながら、主要簿である取引の記録を包括する総勘定元帳の平成14年度分については、会計処理の委託先で保管しているため財団の事務所に備え付けられていない状態であった。また、補助簿のうち現金出納簿及び預金出納簿が作成されていなかった。

会計帳簿については、会計処理規程に基づき適正に作成するとともに事務所に備え付けられたい。

イ 支出事務について注意を求めるもの

支出事務については、当財団の会計処理規程に基づき行わなければならない。立替払を行う場合も同様である。しかしながら、日常的に立替払により物品等を購入していた事例が多数見受けられた。

今後、小口現金制度の活用を図る等、立替払の支出事務については十分注意されたい。

ウ 消耗品の購入事務について注意を求めるもの

契約事務については、当財団の会計処理規程に基づき行い、契約に当たっては、原則として、契約書を作成しなければならないが、契約金額が100万円未満の契約にあつては、見積書をもって契約書にかえることができることとされている。しかしながら、消耗品の購入については契約書に代わる見積書がなく請求書のみで支払いがされていた。

今後、消耗品の購入については、注意されたい。

6 財団法人福岡市水産加工公社

(1) 団体の概要

ア 基本財産

10,000千円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

昭和49年5月7日

ウ 設立の目的

水産加工センターの管理運営を行い、水産業の振興とともに公害の防止及び環境の改善を図ることを目的とする。

エ 事業内容

(ア) 水産残滓物の合理的処理に関すること

(イ) 水産資源の高度利用に関すること

(ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員9人、職員16人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1千万円(出資率100%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成13年度に1億3,427万9,157円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は7人、兼務は8人である。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成10年11月から同15年1月まで
実施期間 平成14年12月4日から同15年1月31日まで
- (4) 監査の結果
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

7 福岡市住宅供給公社

(1) 団体の概要

ア 資本金

10,000千円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

昭和40年11月1日

ウ 設立の目的

住宅を必要とする勤労者に，居住環境の良好な住宅及びその用に供する宅地を供給し，もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容

(ア) 分譲住宅事業

(イ) 賃貸住宅事業(公社賃貸住宅，公社借上型特定優良賃貸住宅)

(ウ) 受託事業等(市営住宅用地の取得・造成事業，リフォーム事業，市営住宅管理等事業，その他)

オ 役員及び職員数

役員11人，職員72人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記資本金のうち1千万円(出資率100%)を出資している。また，住宅市街地総合整備事業等の助成として平成13年度に4億690万円の補助金を交付するとともに，自己資金融資制度の資金として2,330万円の貸付を行っている。

また，福岡市は市営住宅の管理業務の委託を行い，その委託料総額は平成13年度において48億4,083万1,000円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は60人，兼務は9人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年2月から同15年2月まで

実施期間 平成14年12月6日から同15年2月7日まで

(工事監査)対象期間 平成12年10月から同14年9月まで

実施期間 平成14年12月2日から同15年2月17日まで

(4) 民間等からの役員就任について検討を要望するもの

福岡市住宅供給公社の役員については，全員が福岡市の関係者のみで構成されており民間等からの役員就任は行われていない。しかしながら，現在の厳しい経済状況下，公社の健全経営を図るためにも広く民間の意見を採り入れる必要があると思われる。

民間等からの役員就任について，検討を要望する。

(5) 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

ア 先行取得土地の早期処分について関係局との協議を求めるもの

福岡市市営住宅用地等については，福岡市建築局等からの依頼により公社が先行取得し，必要に応じて造成しているものである。しかしながら，当該土地につき，取得及び造成が完了しているにもかかわらず建築局等からの買い上げがされず，買い上げまでの間，利子等の管理経費が累増している土地が見受けられた。

買い上げにつき早急に関係局と協議を行い，土地の有効利用及び経費の負担軽

減を図るよう努められたい。

(企画課)

イ 未収家賃の早期回収について、より一層の対応を求めるもの

公社借上型特定優良賃貸住宅供給事業については、民間の土地所有者等が建設した賃貸住宅を公社が一括借上を行い、賃貸住宅として貸付けている事業であり、賃貸住宅にかかる未収家賃については早期回収に努める必要がある。しかしながら、未収家賃のうち、長期間を経過し回収困難と思われるものが見受けられた。未収家賃の早期回収について、より一層の対応に努められたい。

(営業課)

(工事監査)

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成13年度「市営ニュー堅粕住宅2棟給水管改修工事」

(契約金額2,898万円)

本工事の共通仮設費及び現場管理費について、直接工事費から産業廃棄物処理費を除外せずに算出しているが、産業廃棄物処理費を共通仮設費率及び現場管理費率の対象にすることは不合理である。

なお、他の設備工事についても同様であった。

設計積算基準の見直しについて検討されたい。

(保全課)

イ 施工管理について注意を求めるもの

(ア) 平成13年度「緊急修繕設備工事(市営城の原住宅流し排水管修繕)」

(契約金額224万8,000円)

「産業廃棄物処理に関する運用基準」では、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための写真及び産業廃棄物処理確認票を、工事一件書類に添付しなければならないことになっているが、本修繕工事において相当量の産業廃棄物が生じているにもかかわらず、なされていなかった。

なお、他の設備工事緊急修繕工事についても同様のものがあつた。

今後は、基準に基づき行われたい。

(保全課)

(イ) 平成13年度「市営福浜住宅11棟排水管改修工事」

(契約金額3,616万6,200円)

「労働安全衛生規則」では、労働者の危険を防止するためヘルメットを着用させなければならないが、本工事住宅敷地内作業において作業者がヘルメットを着用していなかった。

特に、住宅敷地内の作業については、労働安全の目的のみならず、住民に対する身分を示すものでもあり、今後は請負者への指導の徹底を図られたい。

(保全課)

ウ 契約事務について注意を求めるもの

(ア) 平成12年度「市営福浜住宅電波障害対策施設改修工事」

(契約金額1,699万9,500円)

本工事の一件書類の起工伺兼随契伺、契約伺等の書類に記入すべき決裁日等の日付が記入されていなかった。

なお、他の保全課発注工事についても同様であった。

今後は、漏れなく記入されるよう注意されたい。

(保全課、総務課関連)

(イ) 平成13年度「樋井川6丁目公営住宅用地造成工事」

(契約金額3,402万1,050円)

住宅用地造成工事において、かし担保期間を1年としていたが土木工作物等の建設工事については、2年とすべきであった。

今後は、内容に応じたかし担保期間の設定を図られたい。

8 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

(1) 団体の概要

ア 基本財産

1億円(平成14年9月30日現在)

イ 設立年月日

平成6年7月1日

ウ 設立の目的

福岡市におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

エ 事業内容

(ア) 各種スポーツの振興事業

(イ) 各種スポーツの情報の収集及び提供事業

(ウ) 各種スポーツに関する調査及び研究事業

(エ) 福岡市から委託を受けて行う各種スポーツの振興事業及びスポーツ施設の管理運営事業

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数

役員15人、職員127人(平成14年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億円(出資率100%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成13年度に3億8,363万4,173円の補助金を交付している。また、福岡市はスポーツ施設管理運営業務等の委託を行い、その委託料総額は平成13年度において、22億4,381万8,053円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は38人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年1月から同15年1月まで

実施期間 平成14年12月4日から同15年1月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 委託契約について経費軽減等の検討を求めるもの

事務事業等の委託は効率的かつ経済的な方法により行われることが望まれる。しかしながら、福岡市立博多体育館及び中央体育館の機械設備等管理業務委託において、機械設備等が隣接する市民センターに配備・集中制御されているため、機器の操作及び管理運営上から市民センターと同一業者が望ましいとして特命による随意契約を行っているにもかかわらず、特命随意契約を行うことによる経費の軽減等についての検討がなされていなかった

設計積算の見直し等、委託契約の経費軽減等について関係局と協議されたい。

(博多体育館、中央体育館)

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」によると、男女の均等な機会及び待遇の確保がなされなければならない。しかしながら、福岡市立早良市民プール管理運営業務の一部委託業務のうち受付等の業務の資格を女性に限定していた。

委託契約事務については、法律に則り適正な事務処理をされたい。

(早良市民プール)

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 社団法人福岡市老人クラブ連合会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日

昭和54年2月1日

イ 設立の目的

福岡市における老人クラブの普及発展をはかり、もって広く老人福祉の増進に寄与することを目的とする。

ウ 事業内容

(ア) 各区老人クラブ連合会の連絡及び調整

(イ) 老人クラブの育成及び指導

(ウ) 老人クラブに関する調査研究

(エ) 老人クラブ指導者の養成及び研修

(オ) 関係行政機関、各種団体等との連絡

(カ) 機関誌の発行

(キ) その他目的達成に必要な事業

エ 役員及び職員数

役員26人、職員11人（平成14年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、社団法人福岡市老人クラブ連合会の運営費及び事業費として平成13年度に8,122万7,288円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち福岡市職員の兼務は1人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年9月から同15年1月まで

実施期間 平成15年1月27日から平成15年1月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日

昭和51年4月1日

イ 設立の目的

留守家庭児童の健全育成をはかるため、各地区において開設された留守家庭子ども会の運営主体である留守家庭子ども会運営委員会の相互の連携を図ることをもって、留守家庭子ども会の健全な育成を促進することを目的とする。

ウ 事業内容

(ア) 運営委員会の事業遂行に係る連携調査に関すること。

(イ) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

(ウ) 運営委員会の運営経費等の助成に関すること。

(エ) 運営委員等の資質の向上をはかるための研修等に関すること。

(オ) その他、目的達成のために必要なこと。

エ 役員及び職員数

役員4人、職員4人（平成14年10月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会が実施する事業に対して、平成13年度に2億8,578万8,712円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち福岡市職員の兼務は4人である。

- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
(事務監査)対象期間 平成11年9月から同14年12月まで
実施期間 平成14年12月20日

(4) 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

ア 補助金の適正な執行のための経理体制の整備と交付先団体への指導を求めるもの

福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会(以下「連合会」という。)が，平成12年度及び同13年度に各地区に組織された留守家庭子ども会運営委員会(以下「運営委員会」という。)へ交付した補助金に係る事務において，次のような事例が認められた。

連合会の経費については，市からの補助金であることを十分に考慮し，今後，補助金の適正な執行がなされるよう，連合会の経理体制を整備するとともに，運営委員会へ交付する補助金の使途基準等の整備を図り，同委員会を指導されたい。

(ア) 連合会の経理事務において，市からの補助金の受け入れ，運営委員会への補助金の交付等にあたって，実施同等の意思決定に係る決裁行為等が何も行われていなかった。また，記帳された出納簿の確認行為も行われていなかった。

(イ) 運営委員会から提出されていた事業実績報告書の額と実際の執行額が異なっているものがあり，確認調査等が十分に行われていなかった。また，運営委員会へ交付する補助金のうち，運営委員会経費について，経費の使途に関する取扱いの基準等がなかった。

別表

福岡市住宅供給公社 抽出工事一覧表

| 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|--------------------------------|--------------------|------------------------------|
| 西福岡マリナタウンウェーブコース ト6・8番館新築工事 | 当初 2,551,500,000 円 | 平成12年2月3日から |
| | 変更 2,555,030,100 円 | 平成13年12月10日まで |
| 市営住宅浴槽風呂釜設置工事その1 | 当初 166,651,275 円 | 平成12年4月1日から |
| | 変更 93,768,780 円 | 平成13年3月31日まで |
| 樋井川6丁目公営住宅用地造成工事 | 当初 30,660,000 円 | 平成13年10月3日から |
| | 変更 34,021,050 円 | 平成14年3月1日まで |
| 市営香椎浜住宅3-2棟外壁及び鉄 部塗装工事 | 当初 62,265,000 円 | 平成13年11月6日から |
| | 変更 64,237,950 円 | 平成14年2月28日まで |
| (仮称)茶山複合施設新築工事 | 1,570,800,000 円 | 平成13年11月8日から 平成17年1月31日まで |
| 外 16件省略 | | |
| 外 小規模緊急修繕工事 30件省略 | | |